

判例研究

すでに本犯の嫌疑で逮捕勾留されている者に  
対する犯人隠避罪の成否

——福岡高判昭和六三・一・二八判時一二六四—一三九 上告——

松 宮 孝 明

【事実の概要】

本件は、暴力団幹部である被告人Mが、組長Nが殺人未遂の被疑事実で逮捕されたことを知り、その訴追および処罰を免れさせる目的で、配下の組員に対し、拳銃および実包を手渡し、これを持って犯人として警察へ出頭させたが、警察当局はこの組員の供述を信用せず、組長の身柄拘束状態に変化はなかったというものである。

Mは、これについて、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪および火薬類取締法違反の罪ならびに犯人隠避教唆の罪を理由に訴追されたが、原判決（福岡地小倉支判昭和六一・八・五判時一二五三一—四三）は、前二者についてはそれらの罪の成立を認めたものの、犯人隠避教唆罪については、刑法第一〇三条の立法趣旨が同条の客体となる者の官憲による身柄確保に向けられた刑事司法作用の保護にあると解されることや、「蔵匿」や「拘禁中逃走したる者」との比較から見ても、同条は本犯の嫌疑によりすでに逮捕勾留されている者を「隠避せしめ」ることを予定していないし、仮にそうでないとしても、被告人の行為が本犯の嫌疑によりすでに

逮捕勾留されている者の身柄拘束状態に変化を及ぼさなかった場合には、同条にいう「隠避せしめた」場合に当たらないとした。さらに、刑法一〇三条は危険犯であって、同条の成立には刑事司法を妨害する可能性があれば足りるから、ある者がその捜査を妨害する可能性のある行為をしたときには犯人隠避罪が成立するという検察官の主張も、このような可能性のある行為がすべて同条に該当するわけではなく、ある行為が「隠避せしめた」ものに該当するか否かは、「隠避せしめた」ということばの解釈をもとに判断すべしとしりぞけ、一部無罪を言い渡した。

これに対して本判決は、本件では身代り犯人の自首により犯人の特定に関する捜査が少なからず混乱、妨害されたことは明らかであるとして、身代り自首は一般的に犯人の発見、逮捕を困難にし捜査権の作用を妨害するおそれがある行為として犯人隠避罪を構成するばかりでなく、本件では現実にも捜査の円滑な遂行に支障を生じさせる結果を招いたのであるから、逮捕勾留中の犯人が釈放される事態が生じなかったとしても、犯人隠避罪は成立するとの解釈を示し、さらに、原判決の解釈に対しては、本条が広く司法作用を妨害する行為を処罰する趣旨、目的に出たものであると解されることは異論を見ないのであって、単に身柄の確保に限定した司法作用の保護のみを目的としたものと解すべき合理的根拠はないとして、原判決を破棄し、自判してMに懲役一年六月を言い渡した(原判決の量刑は懲役一〇月)。

### 【判旨】

「一般に身代り自首はそれ自体犯人の発見、逮捕を困難にし捜査権の作用を妨害するおそれがある行為として犯人隠避罪を構成するものと解すべきであるばかりでなく、いわんやMの右行為は、現実にも逮捕の円滑な遂行に支障を生じさせる結果を招いたこと前記のとおりであるから、逮捕勾留中の犯人であるNが釈放される事態が生じなかったとしても、犯人隠避罪の罪責を免れないことは明らかである。

原判決は、刑法一〇三条の『隠避せしめた』の意義について、同条は罰金以上の刑に該する罪を犯したとの嫌疑によりすでに逮捕勾留されている者(以下、本犯という)を『隠避せしめる』ことを予定していないし、仮に一步退いて考えても、本犯の嫌疑によりすでに逮捕勾留されている者の場合、これを『隠避せしめた』といえるのは、隠避行為の結果、捜査官憲が誤って、本犯の逮捕

勾留を解くに至ったときに限られ、そこまで至らずそのまま官憲が本犯の逮捕勾留を続けたときには『隠避せしめた』ものとはいえないとして、犯人隠避罪の成立を否定するのであるが、この見解は同条の立法趣旨が罰金以上の刑に該する罪を犯した者及び拘禁中逃走した者に対する官憲による身柄の確保に向けられた刑事司法作用の保護にあるとの解釈を立論の前提としているものであるところ、同条が広く司法に関する国権の作用を妨害する行為を処罰する趣旨、目的に出たものと解されることは異論を見ない（最判昭和二十四年八月九日刑集三卷九号一四四〇頁参照）のであって、原判決のいうように単に身柄の確保に限定した司法作用の保護のみを目的としたものと解すべき合理的根拠はなく、右前提に立脚した原判決の判断にはたやすく賛同できない。」

### 【研究】

一 本判決は、刑法一〇三条にいう「罪を犯したる者」（以下本犯者と呼ぶ）が警察当局によって現に身柄を拘束されている場合に、なお犯人隠避罪の成立の余地はあるかという、先例の少ない問題を扱ったものである。身代り等の手段による犯人隠避罪に関するこれまでの公刊された先例のうちで、本犯者の身柄がすでに捜査当局に拘束されているものとしては、高松高判昭和二七・九・三〇高刑集五一二二—二〇九四が見当たるくらいである。しかも、正確にはこの高松高裁の二七年判決（以下、二七年判決と呼ぶ）も身代り自首のケースではなく、すでに別件で取り調べられている本犯者が横領して被告人らに売却した銅線について、それは本犯者とは別の正規のルートから購入したものであるとの虚偽の供述を、被告人が購入仲間をして捜査当局に対してなさしめたものである。本件のように身柄拘束下で取調べを受けている被疑事実そのものの訴追処罰を免れさせるために身代り犯人を出頭させたものではない。したがって、この種のケースに関しては、おそらく本件が最初のものだと思われる。<sup>2)</sup>

二 まず、原判決の無罪理由を見てみよう。本件について原判決は、このように偽の身代り犯人を出頭させた場合について、(1)警察当局が現に本犯者の逮捕勾留（一般化すれば身柄拘束）を解くに至った場合と(2)そうならなかった場合の二段階に考察をわけ、いずれにせよ本件の場合には犯人隠避罪は成立しないと結論づけた。

その根拠はつぎのようなものである。まず原判決は、①「隠避」を「蔵匿以外の方法に依り官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為」とする昭和五年の大審院判決以来の定義を挙げ、つぎに②刑法一〇三条の立法趣旨が同条所定の者に対する官憲による身

柄の確保に向けられた刑事司法作用の保護にあると解されること、最後に③「蔵匿」という手段による場合や「拘禁中逃走したる者」という客体の場合には身柄拘束中の者は考えられないことを挙げている。また、「一步退いた」判断において少なくとも身柄拘束状態に変化のなかった場合に本罪の成立を否定する根拠としては、④「隠避せしめた」というのは官憲から本犯者の身柄を隠避させることを意味する、としている。さらに、刑法一〇三条は危険犯であるから刑事司法の機能を妨害する可能性のある行為はすべて犯人隠避罪に当たるとする検察官の主張に対しては、⑤それは「隠避せしめる」危険性のある行為をも「隠避せしめた」ものに含ましめることになリかねず、同条に規定する行為の解釈を曖昧にするものであり、罪刑法定主義に反するとしている。

三 これに対し本判決は、身代り自首は一般的に犯人の発見、逮捕を困難にし捜査権の作用を妨害するおそれがある行為として犯人隠避罪を構成すると解し、その前提として、刑法第一〇三条は広く司法に關する国権の作用を妨害する行為を処罰する趣旨、目的に出たものと解されていることから、原判決のように身柄の確保に限定した司法作用の保護のみを目的としたものと解すべき合理的な根拠はないとしている。つまり、本条は、捜査権を含む司法に關する国権の作用を妨害する行為一般に適用があるとの解釈をとっているのである。言い換えれば、「隠避せしめた」とは、犯人の特定をめざす捜査活動などの国権の作用を妨害するあらゆる行為を指すことになる。

四 問題は、このような解釈が「隠避せしめた」という言葉の意味を超えることにならないか、そしてまた、本判決のような幅広い立法趣旨（保護法益）の解釈から条文の言葉の意味を解釈することが妥当か、というところにある。これを考える素材として、まず、判例による「隠避せしめた」の解釈の拡張をあとづけてみよう。

まず、旧刑法下の判例であるが、本罪は自ら隠避しなくても犯罪人に隠避の便宜を与えれば成立するとしたものがある（大判明治三五・五・一九刑録八一―四七）。さらに、現行刑法下で犯人に隠避することを勧告して隠避させた場合も本罪にあたることされている（大判明治四四・四・二五刑録一七一―六五九）。身代り犯人を警察署に出頭させた行為を本罪にあたるとしたもの（大判大正四・八・二四刑録二二―二四四）や、多数の犯人のうちある者だけに罪を負わせて身代り自由をさせた行為を本罪にあたるとしたもの（大判大正八・四・一七刑録二五―五六八）は、大正時代の大審院の判例に見られる。「隠避せしめた」を蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為と定義した先例として、原判決で引用されている大判昭和五・九・一八刑集九

一六六八は、逃避者に対して留守宅の状況、家族の安否、官憲捜査の形勢等を通報するような行為に本罪の成立があることを認めただものである。

戦後の判例では、真犯人の身代りとして他の者を警察官に届出で、かつ右の者を出頭させる行為が本罪にあたるとした最高裁判定（最三小決昭和三六・三・二八裁判集刑一三七四九三）があるほか、下級審では、犯人が別の嫌疑ですでに検挙取調べを受けている場合に他人を警察署に出頭させて虚偽の供述をさせた、前述の二七年判決（高松高判昭和二七・八・三〇高刑集五一二二二〇九四）と、参考人が犯人から頼まれて、捜査官に犯人が犯行現場にいなかったとの虚偽の供述した行為を本罪にあたるとしたもの（和歌山地判昭和三六・八・二一下刑集三三七七八三）が目につく。これらのものが、いずれも、具体的事案において本罪の成立を肯定するものであったのに対し、本罪の「隠避せしめた」を、蔵匿と同程度に官憲の発見逮捕を妨げる行為、つまり逃げ隠れさせる行為または逃げ隠れするのを直接的に容易にする行為のみを指し、それ自体は隠避させることを直接の目的としたとはいい難い行為の結果、間接的に安心して逃げ隠れできるといふようなものは含まないとして、犯人の内妻に金を貸してやった行為を本罪にあたらないとしたものが注目される（大阪高判昭和五九・七・二七高刑集三七二一三七七）。

これらを見ると、①現実に本犯者が逃走している事案では、その逃走を援助する行為が、単に安心感を与えるだけのものを除き、広く本罪に含まれるようになったほか、②本犯者がとりたてて逃走しているわけではないが、身代りをたてたり虚偽の供述をしたりして官憲による本犯者の発見逮捕（身柄確保の意味で）を妨害する行為も、本罪に含まれるようになってきていることが判明する。もっとも、「官憲による発見逮捕……」という隠避行為の定義は、大審院時代は①の方向での本罪の拡張の理由とされていることに注意しなければならない。ここでは本犯者が現実には逃走している場合が念頭に置かれていたのであるから、「発見逮捕」という言葉も、身柄の確保の意味で用いられていたものと思われる。「逮捕」という、端的に身柄の確保を意味する言葉が用いられていることも、このような理解を裏づける。

ところで、本判決は、その立法趣旨解釈の先例として最三小判昭和二四・八・九刑集三一九一四四〇を挙げている。たしかに、この判決は、刑法第一〇三条の趣旨を司法に関する国権の作用を妨害するものを処罰しようとするものだと解している。しかし、注意しなければならないのは、この定義は、同条の「罪を犯したる者」に犯罪の嫌疑によって捜査中の者も含まれるとする解

釈を導くためのものであったことである。つまり、この判決は、司法作用を保護法益と解することによって、「隠避」の対象者が罪を犯した事実の確定は不要としたものであって、身柄確保中の本犯者に関する捜査妨害一般に本罪が成立することを念頭に置いたものではないのである。

これらの中であって唯一の例外が、前述の二七年判決である。ここでは、傍論ではあるが、明らかに捜査妨害に広く犯人隠避罪の成立があるとの解釈がとられている。そこでも、この捜査妨害は「犯人の発見」を困難にするものであることが予定されているが、しかし、そこにある「犯人の発見」とは、大審院時代の判例が念頭に置いていた「発見逮捕」とはやや意味が異なり、身柄を確保されている人間が本件の犯人であることの確信といった、やや観念化された意味で用いられていることに注意が必要である。身柄を確保されている人間を「発見」というのは、このような意味に解さなければ理解できないからである。しかも、大審院が「発見逮捕」と表記し、逮捕と発見とに身柄の確保という点では同じ意味をもたせて用いていたのに対して、このような観念的な意味を「発見」にもたせると、両者の意味が相違点異なってくることに注意しなければならない。もっとも、二七年判決の事案は本犯者が別件で検挙されていたというものであるから、判決の意図にかかわらず、被告人らの虚偽供述が本件による犯人の逮捕をも妨げるという意味に解すれば、犯人隠避罪は本件での犯人の「発見逮捕」を妨げる行為を処罰するものとして、なお、統一的な解釈が可能であったであろう。

五 このように見てくると、本判決は、最高裁が「罪を犯したる者」の範囲を拡張する論理として用いた法益解釈を「隠避せしめた」に該当する行為を拡張する論理として用いたという点と、最後に示した「発見」と「逮捕」の統一的な解釈の可能性をも放棄したという二つの点で、新たな一步を踏み出したものと見ることができよう。後者の点に関しては、本判決が「発見逮捕」という表現を用いず「発見、逮捕」と表記していることも、それを裏づける。この場合の「発見」は、捜査機関が被逮捕者を本件の犯人として「発見」すること、すなわち犯人であるとの確信を抱くこと（さらには、そのために十分な証拠の収集）といった意味になるうか。

六 しかしながら、このような幅広い解釈によると、少々困った問題が生ずるのではなからうか。というのは、前述のように、判例は「罪を犯したる者」は犯罪の嫌疑により捜査中の者を含むという解釈をとっているため、これを形式的に適用すると、すで

に逮捕されている無実の者甲のぬれぎぬをはらすために乙が警察署に出頭して、たとえば甲のアリバイを供述するような行為は、甲が犯人であるとの捜査機関による確信の形成を妨げる、つまり甲を犯人として「発見」することを妨げる行為として犯人隠避罪を構成することになる可能性が出てくるからである。この場合、乙の供述は虚偽ではないが、しかし、甲を犯人として「発見」することを妨害するという点では、虚偽供述と同じものである。犯人隠避罪は捜査段階における虚偽供述一般を処罰するものではないから、供述が虚偽か真実かによって同罪の成否を分けることは困難である。分けようとすれば「罪を犯したる者」は真犯人に限らなければならない。

もっとも、このような困難は、甲が身柄を確保されていない場合にも生ずるものである。捜査機関が甲に対して相当の嫌疑を抱きまきまに彼を逮捕しようとしている段階で乙が甲のアリバイを供述すれば、それは甲の身柄確保を妨げる行為になりうる。この矛盾は判例が「罪を犯したる者」を広く捜査中の被疑者を含むと解したところから始まっているのであって、本判決の解釈が初めて産みだしたのではない。本判決の解釈はこの矛盾を一層拡大するものだけである。

七 このように見ると、本判決の解釈が妥当なように見えるのは、被告人の行為が真犯人の庇護にあたる限りにおいてであるということが、明らかになっている。実際、公刊された判決における身代りの事例は、真犯人の庇護が暗黙の前提になっているように思われる。その意味では、実は「罪を犯したる者」は捜査中の者でもよいとした最高裁二四年判決の意味も再考の余地があるのであって、これは真犯人でない者まで「罪を犯したる者」に含める趣旨ではなく、たとえば団藤博士の解釈のように、罰金以上の刑にあたる罪を犯したことが判決によって確定された者であることまでは要しないという意味に解するほうが妥当な結論をもたらすように思われる。そこで、この部分の解釈をこのように是正すると、本判決のいう「犯人の発見」は、真犯人が真犯人であるという捜査機関の確信の形成を指すことになる。このように解することによって、前述のような矛盾は大部分回避することができるであろう。

八 しかしながら、この場合でも、このような解釈が「隠避せしめた」という言葉の意味に適合するであろうかという、原判決理由中の⑤の問題は残る。本件の原判決は、刑事司法の機能を妨害する可能性のある行為はすべて刑法第一〇三条の行為に該当するとの解釈は、『隠避せしめる』危険性のある行為をも『隠避せしめた』ものに含ませしめることになりかねず、同条に規定する行

為の解釈を曖昧にするものであり、罪刑法定主義に反するというべきである。」と述べている。そして実は、この部分には、本判決は答えていない。

たしかに、判例、学説とも、刑法第一〇三条の保護法益を広く国家の司法作用とすることに、あえて異論は唱えてこなかった。そしてまた、本罪がこの法益との関係で抽象的危険犯であることも、一般に承認されてきた。しかしながら、そのことから、身柄拘束状態に変化のない者を隠避せしめることが可能かという問題を無視して、刑事司法作用を妨害する行為は広く本罪に該当するとの解釈が正当化されるわけではない。これは、たとえば現住建造物放火罪が公共危険犯であるからといって、まだ建造物が焼燬されていない未遂の段階でも公共に対する抽象的危険があることを理由に既遂を認めることが許されないのと同じことである。ただ、犯人隠避罪には「隠避せしめた」の前段階を処罰する未遂罪の規定がないだけである。本罪が抽象的危険犯だという趣旨は、原判決が述べるように、「蔵匿し又は隠避せしめた行為があれば、それ以上に、現実に刑事司法の機能を妨害したという事実の発生までは必要でな」ということにすぎない。

しかも、このような解釈は、決して、原判決のような限定的な法益解釈をとらなくても出てくるものであることに注意しなければならぬ。本判決は、法益解釈の部分で原判決と異なる見解を採用したが、そのことの当否は別にしても、この法益解釈から自らの結論が直ちに正当化されると考えたところには、明らかに、論理の飛躍がある。抽象的危険犯であっても、否、むしろ抽象的危険犯であるからこそよけいに、条文に規定された要件が充足されたかどうかを慎重に検討しなければならない。犯人隠避罪では、当該行為が単に捜査を妨害した、あるいはその危険があったというだけではなく、現に犯人を「隠避せしめた」かどうかを検討されなければならないのである。この検討がなされていない以上、本判決はこの問題に答えていないと解さざるをえない。

九 本件の原判決について、大谷教授は、「身代り犯人の出現によって、官憲がその者を真犯人と誤信し、本犯の嫌疑により逮捕拘留されている者を釈放することは十分ありうるところであり、この場合にも官憲による犯人の発見逮捕を免れさせたということにならないであろうか。」という疑問を提起されている。<sup>(4)</sup>「この場合」というのが現実には真犯人が釈放された場合を指すのか、それともそこまでは至らなかつた場合を指すのかはつきりしないが、仮に前者を意味するとすれば、たしかに、その場合には刑法第一〇三条の罪が成立する可能性があるかもしれない。とくに、行為者が真犯人に、身代りを立てるから釈放されたらどこかに潜伏



せよと勧告したのであれば、現に真犯人が潜伏したとき、本罪の成立を否定する理由はない。しかしながら、真犯人の身柄拘束状態に変化がなかった場合には、現に逮捕を免れさせたわけではないから、本罪は成立しないと考えるべきであろう。そうでないと、不可罰の未遂行為を既遂犯の規定で処罰することになるからである。ここでも、抽象的危険犯であることと犯罪の成立（既遂要件の充足）とは、区別して考えなければならぬ。捜査が現実には妨害されたか否かは、本罪の成立にとって、重要でない。

なお、本判決を評釈された香川教授や馬場参事官は、原判決は本件を、犯人隠避罪ではなく、刑法第一〇四条の証憑湮滅罪で処断すべしとしたものと解され、それは犯人本人をも「証憑」に含めるもので、罪刑法定主義に反するとの批判を展開されているが、原判決はそのように断定したわけではなく、むしろ、身代り犯人が自己を真犯人と誤信させるために証拠を湮滅したり偽造・変造したりした場合の証憑湮滅罪の成立を念頭においての言及と解することもできるのであるから、このような断定に基づく批判には疑問の余地がある。同様に、原判決は逮捕勾留中の者を奪取した場合、刑法第九九条の被拘禁者奪取罪が成立することに言及しているが、これも暴行脅迫を用いていない本件に適用する趣旨ではないと解するのが自然であろう。

さらに、香川教授は刑事訴訟法第二三九条二項の公務員の告発義務の不履行が犯人隠避罪を構成しうることを論拠として、身柄拘束中の者についてこの告発義務が履行されなかった場合、一審判決によれば当該公務員は犯人隠避罪にならないことになるが、そのことと不作為による隠避との調整はどうなるのか、と批判される<sup>(6)</sup>。しかし、いうまでもないことであるが、刑法第一〇三条は一般的な不告発罪を定めたものでないから、当該公務員の告発義務の不履行が犯人の発見逮捕を妨げる危険のあるものでない限り、犯人隠避罪は成立しない。しかも、すでに犯人が発見逮捕されている本件ではそのような危険はないのであるから、それについて告発義務者が告発を行わないとしても、本罪は成立しない。つまり、告発義務の不履行が犯人の発見逮捕を妨げる危険がない以上は、この不作為は隠避の定義にあてはまらないのである。このような場合には、告発の不作為は、公務員の懲戒事由にあたるだけであろう<sup>(7)</sup>。したがって、原判決の解釈がこの部分で矛盾をきたすとは思われない。

このように原判決批判の論拠はいずれも十分なものでなく、本件について犯人隠避罪が成立するとする説得的な論拠はいまだ示されていないと思われる。そうであれば、現行の刑法第一〇三条の解釈としては、原判決が正当であり、本判決は条文の文言をこえる解釈を行ったとの評価を下さざるをえない。

十 なお、本件についてはさらに、他人を身代りとして出頭させる行為が犯人隠避罪の正犯にあたるのか教唆犯にあたるのかという問題がある。判例はこの点、正犯の成立を否定するものではないように思われるが、この問題の検討は、ここでは割愛する。<sup>(8)</sup>

## 注

- (1) 本判決の評釈として香川達夫・判例評論三五一号(判例時報一二六六号)(一九八八)二二二頁、馬場義宣・警察学論集四二巻八号(一九八八)一七〇頁、原判決の評釈として大谷実・法学セミナー四〇〇号(一九八八)一〇二頁がある。
- (2) もっとも、二七年判決は、傍論として、取調べを受けている被疑事実そのものについて訴追を免れさせようとする場合も犯人隠避罪になるとしている。この点は後に検討する。
- (3) 団藤重光・刑法綱要各論改訂版(増補)(一九八八)八〇頁。したがって改正刑法草案第一五九条一項が隠避の対象者を被告人、被疑者一般にまで拡大していることは、現在の判例の解釈を前提とする限り、不当な結論を生ずることになる。
- (4) 大谷・前掲法学セミナー四〇〇号一〇二頁。
- (5) 香川・前掲二二三頁、馬場・前掲一七五頁参照。香川教授は「一〇三条から排除されても一〇四条があるからといいきってしまった一審判決のゆき方は、まさしく森を見ずとする批判をうけるほかはなく、多少安易な感じを避けられない」と述べているが、原判決は、本犯者の身柄確保状態が続いているかぎり「証憑湮滅罪への間擬が問題とされることはあっても、本犯を『隠避せしめた』ということになることはない」と述べているだけであり、一〇四条があるから一〇三条が成立しなくてもよいと解したわけではない。
- (6) 香川・前掲二二五頁参照。
- (7) 平場安治Ⅱ中武靖夫Ⅱ高田卓爾Ⅱ鈴木茂嗣・注解刑事訴訟法中巻〔全訂新版〕(一九八二)二〇七頁参照。
- (8) 前述の大判大正四・八・二四刑録二一一二四四は正犯としている。これに対して大判大正八・四・一七刑録二五十五六八は教唆犯とする。もっとも、後者の被告人は本犯の共犯者であり、その点が結論に影響した可能性もある。

## 前号訂正

一五一頁および表紙目次

85 すでに本犯の嫌疑で逮捕勾留されている者に対する犯人隠避罪の成否

—東京高判昭和六二・二・二二判時一二三三—三〇控訴  
東京地判昭和六二・五・二〇判時一二四四—三六上告—  
←  
—東京高判昭和六二・二・二二判時一二三三—三〇上告  
東京地判昭和六二・五・二〇判時一二四四—三六控訴—

### お詫びと削除

本誌に掲載された次に掲げるアントニ・コシチ元南山大学助教授の論説は、無断引用などの不適切な内容を含んでおりますので、ここに謹んでお詫びし、これら論説を削除いたします。

南山大学法学会

- 一、南山法学第十卷第一号 “Schuld und Strafe in juristischer und ethischer Sicht”
- 二、南山法学第十卷第四号「トマス・アクィナスにおける法と道徳」
- 三、南山法学第十一卷第一号「生命および健康の保障——その法と道徳」

以上